

財政状況等一覧表（平成20年度決算）

(単位: 百万円)

多古町

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
2,669	1,185	184	4,038

1. 一般会計等の財政状況

(単位: 百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの 繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	5,606	5,147	459	438	58	3,154	
学校給食センター事業特別会計	191	187	4	4	119	134	
一般会計等	5,678	5,216	462	442		3,287	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位: 百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不 足額(実質収支)	他会計等からの 繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等繰入見込額	備考
水道事業会計	301	319	△ 17	442	39	2,587	141	法適用
国保多古中央病院事業会計	1,374	1,645	△ 271	231	266	2,515	1,771	法適用
農業集落排水事業会計	147	144	3	3	122	1,137	1,132	
国民健康保険事業特別会計	2,155	1,970	185	185	73	-	-	
介護保険事業特別会計	1,044	999	44	44	187	-	-	
老人保健特別会計	180	144	35	35	11	-	-	
後期高齢者医療特別会計	131	131	0	0	45	-	-	
公営企業会計等 計				940		6,239	3,044	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△～)で表示している。
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位: 百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不 足額(実質収支)	他会計等からの 繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等負担見込額	備考
千葉県市町村総合事務組合 (一般会計)	35,278	34,523	755	755	1,920	-	-	
千葉県市町村総合事務組合 (千葉県自治会館管理運営特別会計)	259	212	48	48	-	-	-	
千葉県市町村総合事務組合 (千葉県自治研修センター特別会計)	148	141	6	6	33	-	-	
千葉県市町村総合事務組合 (千葉県市町村交通災害共済特別会計)	165	144	21	21	28	-	-	
千葉県後期高齢者医療広域連合 (一般会計)	4,171	3,874	297	297	20	-	-	
千葉県後期高齢者医療広域連合 (後期高齢者医療特別会計)	324,339	315,131	9,208	9,208	2,093	-	-	
香取広域市町村圏事務組合(一般会計)	4,591	4,355	235	235	43	632	311	
東総衛生組合(一般会計)	773	729	44	44	6	504	64	
匝環市ほか二町環境衛生組合(一般会計)	847	796	52	52	5	1,102	240	
一部事務組合等 計				10,666		2,238	615	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位: 百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体から の出資金	当該団体から の補助金	当該団体から の貸付金	当該団体からの 債務保証に係る 債務残高	当該団体からの 損失補償に係る 債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
多古	41	221	15	0	-	-	-	-	
ティ・ティ・エス	15	96	3	-	-	-	-	-	
地方公社・第三セクター等 計			18	0	-	-	-	-	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位: 百万円)

充当可能基金名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	1,676	1,682	6
減債基金	315	352	37
その他充当可能基金	969	936	△ 33
充当可能基金計	2,959	2,970	11

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	10.13	10.93	0.80	△ 15.00	△ 20.00	水道事業会計	-	-	-
連結実質赤字比率	36.96	34.22	△ 2.74	△ 20.00	△ 40.00	国保多古中央病院事業会計	-	-	-
実質公債費比率	11.5	10.3	△ 1.2	25.0	35.0	農業集落排水事業会計	-	-	-
将来負担比率	48.2	39.5	△ 8.7	350.0					
財政力指数	0.66	0.66	0.0						
経常収支比率	92.6	89.4	△ 3.2						

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(△～)で表示している。
 2. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成20年度決算における基準である。